

(案)

船員に関する特定最低賃金（漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）の改正
について

交通政策審議会海事分科会船員部会

漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正について、それぞれ下記のとおり
の結論とする。

記

漁業（かつお・まぐろ）最低賃金（令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）
については、適用する船員に係る最低賃金額「199,300 円」を「203,300
円」に改正することが適当である。